

入札監理小委員会 第453回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第453回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年5月16日(火)16:30～16:40

17:25～19:25

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の再審議

○国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務（金融庁）

○国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務（金融庁）

2. 事業評価（案）の審議

○税関研修所及び関税中央分析所の管理・運営業務（財務省）

○東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務（（独）国立美術館）

○国土地理院の施設の管理・運営業務（国土交通省）

○「地図と測量の科学館」の管理運営業務（国土交通省）

<出席者>

（委 員）

古笛主査、稲生副主査、小松専門委員、清水専門委員、石田専門委員、石村専門委員
（金融庁）

総務企画局企業開示課 徳重企業会計調整官、亀岡課長補佐、小作企業会計係長
（財務省）

税関研修所総務課 江口総務課長、小坂管理係長

関税中央分析所 大岡総務課長、竹村管理係長

大臣官房会計課 栗原技術専門官、鈴木営繕係長

（独立行政法人 国立美術館）

運営管理部会計課 末村会計課長、神長係長

フィルムセンター事務室 西田事務室長、春日係長

（国土交通省）：国土地理院の施設の管理・運営業務

国土地理院総務部契約課 鳩谷契約課長、磯本調査専門職

国土地理院総務部総務課 加藤総務課長、木村課長補佐

国土地理院総務部 島根建設専門官、前田建設専門官

（国土交通省）：「地図と測量の科学館」の管理運営業務

国土地理院総務部広報広聴室 門脇室長

国土地理院総務部 小島建設専門官、前田建設専門官

（事務局）

栗原参事官 池田参事官 清水谷企画官

○古笛主査 定刻となりましたので、それでは、ただいまから第４５３回入札監理小委員会を開催いたします。

１件目は、４月１８日に開催されました第４５０回入札小委員会において議論いただいた、金融庁の国際会計基準審議会の議論内容及び討議資料等の調査分析等に係る事務、及び国際会計基準審議会等の議論に関する意見発信等に関する事務の各事業評価（案）に対し、石田委員よりご意見がありましたので、再審議を行いたいと思います。各委員におかれましては、事前に資料をお配りしておりますので、手短に石田委員より論点をご発言願います。お願いいたします。

○石田専門委員 皆様には先にお渡ししておりますように、この財務会計基準機構というところは、民間の会計基準設定団体として財政的にも独立することが望ましいとして設立された団体です。その団体の主業務は、まさに今回の金融庁さんの調査分析と意見発信です。これらは、財務会計基準機構の中の会計基準委員会の主たる業務に該当します。その主たる業務に対して金融庁が業務委託をするというのは、財務会計基準機構の独立性を損なうのではないかという観点から、望ましくないと思ひまして、今回皆さんに再審議をお願いした次第であります。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

○石田専門委員 はい。

○古笛主査 石田委員、ありがとうございました。

続きまして、各委員におかれましては、石田委員及び金融庁に対しまして何か確認すべき点がございましたら、ご発言をお願いいたします。

では、清水委員、お願いします。

○清水専門委員 金融庁として求めている調査の中身というのは、民間団体としての財務会計基準機構が実施する業務と比べ、今、石田委員のほうから外したほうがいいのかという業務内容とダブるのか、あるいは区別するということの明確な基準みたいなものがあるのですか。いわゆる民間団体になっているところがいろいろな調査をするという本来業務と考えて、同じことを金融庁がやるということだと、一体的な話になってしまうので、別のことを求めているのかどうか。

○徳重企業会計調整官 お答えになっているかわかりませんが、国際会計基準の設定・改訂等に係る議論の内容の調査分析や意見発信に係る業務につきまして、我々としても国際会計基準審議会における議論の内容は適時に把握する必要があります。我々として

必要な情報を適時に入手するために、入札という形で、そういう手続をとって、結果的に財務会計基準機構が落札しているということであって、我々は必要な情報をいただくというのが主目的です。

○清水専門委員 要するに金融庁として独自の調査、あるいは情報として把握しておく必要があるものを業務として出していくということですね。

○徳重企業会計調整官 はい。

○清水専門委員 そうだとすると、私はいろいろなところが参加して、それに対して意見を言ってくれるような、そういう今回入札しているようなやり方で特に問題ないと思いますけれども。その辺のところ、もう少し意見を、お聞きしたいとは思いますが。

○稲生副主査 おそらく、今回2つの事務を金融庁さんがお出しになられていて、金融庁さんとして国際会計のいろいろなご議論を情報として持っておきたい。これは、おそらく1つ目の議論内容、及び討議資料の調査分析だと思います。これ自体は情報が欲しいということだと思いますので、この財団法人の業務と私はバッティングするとは思っていないんですね。

あえて言えば、前回も議論になったと思うんですけども、2つ目、この審議会等の議論に関する意見発信等に係る事務というところがちょっと悩ましくて。だから、これで委託した相手の財団法人がいろいろな国内の意見を広く聞いて、それでとどまっていればいいのかもわからないんですけども、これを束ねたりとか、単なる整理の域を超えて、判断業務みたいなところも含めてアウトプットで出すということになると、これは財団法人の本来業務ともしかしたらかぶってしまうというか、この委託業務というものを通じてかぶってしまって、そうすると若干問題も出てくるかもしれないんですが。

ここら辺の仕分け、2つ目の意見発信等に係る事務というもので金融庁が求めているアウトプットというのが、もう一度、済みませんけれども、ざっくりとで結構なんですけど、ご説明をいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。私は単なるサポート業務なんだなということで前回聞いていたんですけども、ここら辺はどうなんでしょうか。

○徳重企業会計調整官 済みません、サポートというのは、もう一度。

○稲生副主査 要は、いろいろな人の意見を取りまとめていくというようなことを委託しているわけですね。

○徳重企業会計調整官 はい。

○稲生副主査 そうすると、実質的な取りまとめをこの財団法人が行っていくところを、

もし金融庁さんのほうで発注しているのであるとすれば、これはまさにその財団法人の本来業務になりますね。本来業務に対して同じ業務を発注するということになれば、これはある種の財政補填みたいな形になってしまう。おそらく石田委員はそこを気にされているのではないのかなと思うんですが、この点、もう一度説明いただけませんか。

○徳重企業会計調整官 国際会計基準審議会などに向けて、我が国としての考え方を発信していくということは非常に重要なことだと思っております。そういったことについて、金融庁としても非常に関心は高いですし、見ておかなければならないというところは、まづございます。

本来業務とダブるのではないかということですが……。

○稲生副主査 つまり、公益財団法人さん、財務会計基準機構さんというのは、まさに I A S B でしたっけ、ここに対して日本はこう考えるというのを各方面の意見を聴取して、これで意見を言うっていくのでいいんですね。

○徳重企業会計調整官 はい。

○稲生副主査 その部分に対して金融庁さんが委託するということはおかしいわけですね、だって、今私が申し上げたことは本来業務なんだから。前回の議論のところでは、私の理解では、本来業務に関しては、これは本来業務なんだから委託することは矛盾しているわけですね。矛盾というか、余計なお世話というか、財政補填的な意味があるわけです。

そうではなくて、その前段階のロジスティックみたいなところについては、ある種、金融庁さんのほうでサポートしていくような、つまり意見を聴取していく、整理していくところだけについては、言ってみれば本来の意見を取りまとめて発信するというところの周辺業務になりますので、ここに関してのある種の国としてのサポート業務——ロジスティックに対する、ここの部分は微妙に切り分けられるのかなと、私はそういう理解で前回納得をしていたんですが、ここら辺はどういうふうに金融庁さんのほうで説明をされるでしょう。

○徳重企業会計調整官 国際会議へ参加していただいて、誰でも参加できる会議なんですけれども、そこで情報をとってきてもらって、意見発信業務に役立ててもらいたいという面はございます。もちろん、我々がそういう情報を得るとというのが目的なんですけれども、そこで得た情報を、また企業会計基準委員会の議論の中でも役立てることができれば、それは非常に効率的だと思っております。

また、意見発信自体は I A S B J、企業会計基準委員会というボードの中で、公開の場で

審議をされて、ボードのメンバーでこういった意見発信をするかということを集約して、最終的議決をして意見発信をしていくわけなので、それ自体に我々が何か関与しているということはありません。

○稲生副主査 そうすると、この意見発信等に係る事務というのは、これもほんとうに何度も、何度も説明いただいて恐縮なんですけど、一体どういう仕事を指しているんですか。今言った一連の流れのA S B Jの組織体としての活動のどの周辺業務を委託なさろうとしているんでしょうか。

○徳重企業会計調整官 これにつきましては、国際会議、W S Sという会議と、I F A S Sという会議に参加をしてもらってですね。

○稲生副主査 会議に参加する、はい。

○徳重企業会計調整官 そこでの議論というものをこちらにフィードバックしてもらって。

○稲生副主査 それは1つ目ではないんですか。議論内容を……。

○徳重企業会計調整官 1つ目は、I A S Bという国際会計基準審議会のボードの会議を傍聴してもらっています。

○稲生副主査 また別の会議ですか。

○徳重企業会計調整官 別の会議になりまして、資料6の1ページ目の一番下のほうにあります、このW S SというWorld Standard-Setters会議というものですけれども、こういった会議とか、I F A S Sという会議への参加というのをしています。

○稲生副主査 わかりました。それはある種、金融庁としてその会議の情報をとりたい、これはわかるんですね。一番くせ者が意見発信なんですね。だから、意見を発信すること自体は、本来はこの機構の仕事になるわけですね。そこは委託しちゃおかしいわけです。そう考えると、機構の本来業務以外のところでなければおかしいわけですね、意見発信に係る業務というのは。

○徳重企業会計調整官 そうですね、まさにそこはこちらの書き方が、あるいはおかしかったのかもしれないんですけれども。

○稲生副主査 ええ、そこを我々はクリアにしたいんです。

○徳重企業会計調整官 意見発信をするのはあくまでも企業会計基準委員会、あるいは別のところでもいいんですけれども、ここでは企業会計基準委員会としておきますが、意見発信する主体は、あくまでも企業会計基準委員会で、そこは我々の世界では誤解がないと思っていましたのでこういう書き方をしてしまったんですけれども、意見発信自体を委託

しているわけではございません。

○稲生副主査 もちろん、ないですね。そうすると、何ですか。

○徳重企業会計調整官 意見発信のための周辺業務ということになるかと思いますが、意見発信のための意見を形成していくまでの情報提供などです。

あるいは、これは我々としてはこういった議論が国際的な場で行われていて、こういった方向で意見が形成されているかとか、そういったことを我々として知りたいという業務で、そういった目的で委託している業務になります。意見発信と書いてあるので、確かに誤解を招くような表現ではありますけれども。

○稲生副主査 意見発信をする前段階の情報を提供するところまでですか。これが意見…。

○徳重企業会計調整官 A S B J を前提として考えてはいなかったもので、広くいろいろな事業者にも手を挙げてもらいたかったもので、そういった事業者が意見発信をしてもらっても、もちろん構いません。我々としては、国際会議等の場で行われている審議の内容をタイムリーに知りたいという目的での業務委託になっています。

○石田専門委員 1時間ほど、この会議に先立ちましてヒアリングを受けました。そのときに、金融庁のホームページには、成果物としてこの調査分析と意見発信というのが出ております。その内容は、国際会議に参加して、その会議ではこういう意見でした、こういうことが議論されましたということなのですが、それは全てこの財務会計基準機構のホームページに掲載されています。財務会計基準機構でかなり早く詳細に出ているものなので、金融庁さんのものと同じものではないですかと質問しました。

だから、無くても、ここからとってこれるじゃないですかという質問に対して、金融庁の皆さんは、この企業会計基準委員会、もちろん、こちらの本来業務ですから、こういう会議に出て、こういうことが意見されましたというのを発信するのも本来業務の1つなので、出るけれども、そこに出るのよりも早く、極端な話、会議後1日、2日で情報が欲しいと。密度の濃い情報が欲しい、だから業務委託をしているんですという話は伺いました。

そうであれば、会議に参加する、あるいは、会計基準設定主体しか参加できない会議もあるので、傍聴して、それでこういう議論だったというのを調査分析するというのは、これはこの機構以外でもできるからOKだと思います。けれども、やはり先ほど副主査もおっしゃられたように、発信については、今回この金融庁の意見発信の成果物のところにも、IASBへのコメント発信というボタンがあって、そこをクリックすると、まさにA S B J

(企業会計基準委員会)のコメントが出てくるんです。

ここにはどこにも金融庁からお金をもらっていますとか、金融庁からの委託業務ですという記載はありません。意見発信というのは、やはり重たいものです。市場化テストでいろいろな経緯があって1つだったものを2つに分けたということではありますけれども、意見発信については、今回は見直して、いろいろな会議に傍聴して、内容を適時適切に上げるものだけ残したらどうかと。金融庁のお話では、財務会計基準機構に情報を頂戴と言えば、多分出ると思うけれども、それは制度的に法律で定められたものでもない。上下関係もないから、金融庁が強制してもらえるような情報ではないので、やはり業務委託で金融庁独自ルートで欲しいということをおっしゃっていました。意見発信をやめて、調査分析だけであれば、まあ、いいかなと。

ただ、そのときに公平な競争性を確保できるかというのは、疑問を持ちます。向こうはプロ集団というか、本来業務で必ずいろいろな会議に行っていますから、そこはどうかかなと思います。調査分析だけなら、何とか他のいろいろな業者も入ってこられて、多少の競争性は確保できるのかもしれない。競争性の確保には、さらに今以上にうちちょっといろいろな工夫をしていただくということ。

それから、とってきた情報については、今回見せていただいたところ、金融庁のホームページからはすぐにたどり着けないんです。「業務委託実績報告書」と検索しないと、ここにはたどり着けない。金融庁がIASBとか、会計基準についていろいろな会議の情報をとっていますよというページはないので。業務委託をして、いろいろな情報を広く一般に早く周知するためというのであれば、財務会計基準機構はきちんとページがあって、ぽんとすぐ行けるようになっていきますので、お金を使ってやっているのであれば、その辺の意見発信というのも、もう少し工夫していただいたほうがいいのかなと思いました。

○徳重企業会計調整官 ホームページの記載などについては改善の余地はあろうかと思っています。

○古笛主査 では、私のほうから。金融庁さんとして、この公益財団法人財務会計基準機構というところの、今は独立した存在なのだというところが問題となっているんですけれども、もちろん本来業務に直接関与しないだとか、独立性を確保するという点では、これは常々注意はされているんでしょうか。

○徳重企業会計調整官 もちろん注意はしておりますし、金額は一円でもという意味だと、結果的に金額は入っていることは入っているんですけれども、我々としては意見形成に対

する独立性が一番重要だと思っていまして、そこにはもちろん十分に配慮しております。繰り返しになりますけれども、ＡＳＢＪの審議において発信される意見が形成されるわけで、そこで我々はもちろん議決権を持っていません。ＡＳＢＪの場で委員の間で議決をされて、発信する意見が決まるということなので、意見形成の独立性については十分に配慮して、害さないようにしております。もともとそういう仕組みになっております。

○古笛主査 そうすると、意見発信等という言い方がよろしくないんでしょうかね。意見発信等に誤解を招くということなんではなかろうかね、内容を見ると。

○徳重企業会計調整官 結果的には財務会計基準機構が落札しているわけですがけれども、企業会計基準委員会以外の者が意見発信をしてもそれほど問題にならなかったかと思えます。委託業務については広く門戸を開いているものですから、こういう表現になってしまったのかなというところは、一方あると思います。

○古笛主査 逆に言うと、ほかのところの参入の余地を認めているためにそういう書き方をしているという形でしょうかね。

○徳重企業会計調整官 そういう面もあろうかと思えます。

○小松専門委員 ちょっと済みません、今のお話だと、例えばこの財団法人でないところが受けたとして、そこが意見発信するということは、実は金融庁の意向を受けて、金融庁のかわりに意見を言っているという話になるんじゃないですか、もしそういうことであれば。それは、ちょっとまずい話じゃないですか。金融庁としては、本来ならば、私はこっちは全く素人なのであれですけれども、国が関与しないということでこの会議は成立しているようなところがあるので、それを代理の人を使って国の都合を押しつけているみたいなことになると、これはやっぱりまずいような気がするんですけれどもね。

だから、意見発信という話が、金融庁が意見を言うために、このままだと業者を使っているというようなニュアンスにどうしてもとらざるを得ないわけですね。だから、それが非常に問題だと、多分石田先生もおっしゃっているんだろうと思うので、その誤解がないようにしていかないといけないと思うんです。

意地悪い国が見たら、これは国がここの組織にお金を出して自分の意見を通させているというふうに取り扱われても仕方がないというようなレベルになってしまっていると思うんです。だから、そこはやっぱり誤解のないようにしないといけないというのが、おそらく石田先生のおっしゃりたいことだろうと思うんです。だから、そこはやっぱり改善していただいたほうがいいし、今後の話でも、違うところであれば言えるということですね。

れども、そこに金融庁のお金が入っているということは、やっぱりその意見というのは金融庁からの意見だと受けとめられかねないということになるかと存じます。

○古笛主査 それでは、時間となりましたので、審議を終了させていただきたいと思えます。

結論としてなんですけれども、今回の石田委員のご意見を評価の中に記載させていただいた上で、今各委員から話が出たところも踏まえた上で、2事業とも終了という報告で、まず監査委員会のほうに報告させていただければと思っております。

また改めて監査委員会のほうでも審議することにはなるかと思うんですけれども、そういう方向ではいかがでしょうか。

○石田専門委員 来年、もう一年みたいというのはだめですかね。

○古笛主査 1年。

○石田専門委員 1年、次も見て。だから、例えば今回、意見発信というのをなしにして調査分析だけにしてという形で、もう一度見せていただきたいというのはだめですか。

○古笛主査 いかがでしょうかね。管理委員会に報告を上げるので、ここで全てが全部決まってしまうわけではないんですけれども。先生のそのような意見もあったということを付記した上で、でいかがでしょうかね。

○事務局 これ、30年の3月31日で終わるわけなんですけれども、もう一年という意味は。

○石田専門委員 だから、次の要項のときからもう一度見させていただくと。これでプロセスが終わってしまうと、次の入札は金融庁さんでおやりになって、私たちの目に触れることはないわけですね、要項とか、そういうのは。だから、30年3月31日で終わるので、次は31年の4月1日からの要項をもう一回、もう1クルー見させていただきたいという意味です、終了プロセスに行かないということ。

○事務局 では、イコール、終了プロセスではないということになってしまいますね。調査分析のほうは終わらせて、意見発信のほうだけ要項を見るということですか、要項が見たい？

○小松専門委員 それはおかしいですね。要するに意見発信はなくせとおっしゃっているわけです。意見発信に関する業務委託というのはあり得ないというニュアンスでおっしゃっているわけだから。だから、おそらく私が忖度すると、上の業務だけにして、もう一回見たいとおっしゃっているんだろうという気はします。

○稲生副主査 下の業務も入れながら、意見発信の部分を削除するということだと思いま

す。これ、情報をとる客体が違うわけですね。だから、2つ目のほうの意見発信等の部分がやっぱり疑義があるということであれば、2つ目の業務の意見発信を削除するとか、書き方を変えるということなんですが、それを市場化テストの中で見るか。

○古笛主査 できるかという話がありますね。

○稲生副主査 終了して、申し送りにしていくか、そういう選択になりますね。

○古笛主査 そうですね。これでなくせというのは、終了するか、どうするか。

○小松専門委員 この業務云々の話は、やっぱり金融庁と機構との立場の問題なので、市場化テストの本質とはちょっと違うレベルの話だと思うんです。ですから、我々としてそこに踏み込んでしまうというのはちょっと越権行為のような気もしないでもない。石田先生はご専門なので、その辺はかなり気にされているのは非常によくわかるんですけども、この委員会としてそこまで言うべきかどうかというのは、私はちょっとやり過ぎじゃないかという気もしないでもないですよ。

○古笛主査 そうですね、委員会としては市場化テストということでは終了という報告で監査委員会に報告を上げて、いろいろな意見が出たので、その点はきちんと記載した上でということをお願いできたらと思います。よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

では、事務局から何か確認すべき点、ございますでしょうか。

○事務局 主査のおっしゃったことはしっかりと受けとめたいです。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ監管理委員会にその点、ご報告をいただくようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(金融庁退室)

(財務省入室)

○古笛主査 では、本日2件目は、税関研修所及び関税中央分析所の管理・運營業務の事業評価(案)についての審議を行います。

最初に、実施状況について、財務省税関研修所総務課、江口総務課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○江口総務課長 財務省税関研修所の江口です。今日はよろしくをお願いいたします。では、私のほうから税関研修所及び関税中央分析所の管理・運營業務について、説明させていただきます。

まず最初に、参考資料ということで、カラーでA4、1枚で印刷されている資料がある

かと思えます。これで概要を簡単に説明させていただきます。まず施設の概要なんですけれども、税関研修所及び税関中央分析所ともに千葉県柏市柏の葉に隣接する形で所在しております。税関研修所は平成元年に竣工して、敷地面積が約4万4,000平米の規模になっております。税関中央分析所のほうは平成13年に竣工し、敷地面積約1万3,000平米の規模になっております。

事業の概要ですけれども、実施期間としては平成27年4月1日から平成30年3月31日の3年間となっております。今回が市場化テスト第2期目に入っております。実施の業務ですが、点検及び保守業務、植栽及び緑地等管理業務、清掃等業務、以上の業務を一括してやっているところです。

続きまして、資料1に基づいて順次説明させていただきたいと思います。まず、真ん中のほうの受託事業者ですが、アズビル株式会社になっております。落札金額は2億4,970万円です。本件の入札に係る参加は5者ありました。ですが、2者が入札の辞退、2者については直前に入札指名停止になりまして、最終的には1者から提出された企画書について審査を行い、落札に至っております。

ただ、これは、予定価格と落札価格に乖離があったものですから、当方としましては競争性は十分確保されていると思っております。

続きまして、2ページ目のⅢ．達成すべき対象公共サービスの質の確保に移らせてもらいます。まず包括的に達成すべき質なんですけれども、目標として施設の利用者、研修生及び職員に対して行う施設のアンケート調査における全項目について、普通以上の回答が80%以上であることというふうに目標を立てています。税関研修所においては、27年度は全項目について、28年度は9項目中8項目で水準を上回っております。税関中央分析所においては、両年度とも全項目確保すべき水準を上回っている状況でございます。

3ページの品質の維持ですけれども、管理・運営業務の不備に起因する施設における研修及び分析業務の中断というのは発生しておりません。管理・運営業務の不備に起因する空調の停止、停電、断水の発生も発生しておりません。安全性の確保につきましては、管理・運営の不備に起因する施設利用者の怪我についても発生はしていない状況です。

続きまして、確保すべき水準です。点検及び保守の業務につきましては、仕様書に基づき、建築設備及び外構等の機能及び性能の点検や維持管理が行われ、不具合箇所が確認された場合は、緊急を要するものは早期に修繕がなされております。また、修繕の優先順位を付した不具合箇所を一覧にした資料、及び光熱水量の使用状況を分析した資料が提示さ

れ、効率的な修繕計画の策定や、省エネ、節電政策の維持管理業務の向上が図られております。植栽及び緑地管理業務につきましては、樹木剪定や除草等、植栽の緑地管理業務が行われ、施設の良い管理保持がなされております。庁舎の清掃につきましては、施設の良い環境保持がなされている状況です。

続きまして、対象公共サービスの実施に要した経費の状況につきまして説明します。経費全体につきましては、市場化テストの導入前、平成21年度と比較しまして、第1期の市場化テストにおきましては年間約400万円、4.7%程度の削減効果がありました。2期目の27年度につきましては1%程度、28年度は0.8%程度の実質経費の削減効果となっております。

点検保守の業務につきましては、21年度に比べて点検項目の増加、人件費の単価の上昇の影響で経費が増加しておりますけれども、昨今の建設需要の高まり、建築保守に係る保守員の単価上昇などの外的要因を考慮しますと、経費の削減効果は十分に得られていると考えております。

また、施設の管理・運営に係る複数の業務を一括して複数年契約したことによって、従来に比べ契約事務や監督業務を大幅に軽減することができたと考えております。

続いて、民間事業者による創意工夫及び改善提案に関する実施状況です。創意工夫に関する状況としまして、施設の電力使用状況を把握して研修施設と厚生・居住施設の電力ピークが重ならないように調整するなどの電力の平準化に努めております。その結果、21年度と比較しまして、27年度は18.4%、28年度は12%程度、契約電力を引き下げたことで経費の削減につながっております。

続いて、改善提案に関する実施の状況です。施設の巡回の実施につきましては、毎月2回、施設の巡回を定期的に行い、安全性の確保に貢献している状況です。

業務履行報告会開催の実施、これにつきましては、民間の業者のほうから提案型の報告会が実施されて、設備の不具合や修繕計画等の提案が実施されているところです。

インスペクションの実施につきましては、日常清掃、定期清掃において評価資格者が定期的にインスペクションを実施して、業務品質の向上につながっている状況でございます。

最後に、今後の事業についてでございます。本事業につきましては、良好な実施経過が得られている状況なので、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の市場化テスト終了基準を満たしておりますので、今期をもって市場化テストを終了し、財務省税関研修所及び関税中央分析所の責任において行わせていただければと考えておりま

す。

また、市場化テスト終了後におきましても、これまで入札等監理委員会における審議を通じてチェックされた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の維持向上、及びコストの削減を図っていきたいと考えております。

以上が私の説明です。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、財務省税関研修所及び関税中央分析所の管理・運営業務についての評価（案）について、事務局からご説明申し上げます。

左上に資料Aと書いてあるものに沿って説明をさせていただければと思います。評価（案）のⅠ、事業の概要等についてでございます。こちらなんですけれども、今担当省庁のほうからご説明がありましたので、省略してご説明させていただきますが、1件、入札の状況について、こちら1者応札でございました。こちらも今ご説明があったとおりなんですけれども、説明会に参加したうちの2者が入札停止にならなければ3者応札であったこと、それから、本事業は2期目でございますが、1期目に関しては3者の応札があったことを考慮いたしまして、後に出てきます評価（案）の最後の今後の方針というところにも記載させていただいておりますけれども、競争性は確保されていると書かせていただいております。

また、事業概要等の一番下のところ、選定の経緯についてです。こちらは、平成19年の官民競争入札等監理委員会にて審議・了承された「施設・研修等分科会の当面の進め方」に基づき、分科会を経て同年の公共サービス改革基本方針に掲載されたものでございます。

ページをめくっていただきまして2ページ目、Ⅱの評価についてでございます。結論といたしましては、1、概要で示しておりますとおり、終了プロセスに移行することが適当であるという形で記載させていただいております。

具体的な評価についてなんですけれども、2、検討の（1）についてです。財務省から提出された2年間の実施状況報告に基づき、サービスの質、実施経費及び競争性の観点から評価を行っております。

（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価です。こちらもご説明があったとおり、

基本的には確保されるべき質の達成状況に関してですが、評価（案）2から4ページにまたがってございますが、全て質を達成しているという形で記載させていただいております。

続きまして、飛んでいただいて4ページ目になります。こちら、同じ表の民間事業者からの改善提案につきましても、説明していただいたとおり、適切に運用され、質の向上に貢献しているものと考えております。

続きまして、実施経費についてでございます。4ページの下、(3)でございます。まず4項目目、削減率についてなんですけれども、市場化テスト導入前の平成21年度と比較して、27年度、28年度の平均で0.9%の削減率となっております。こちら、実施経費につきましても、全体の評価といたしましては経費削減効果があったものと評価させていただいております。また、同じ表の一番下のところ、民間事業者からの改善提案についても、ご説明があったとおり、電力の標準化に努め、契約電力の引き下げ等、効果がありましたということでございます。

実施経費についての詳細についてご説明をさせていただきます。ページをめくっていただいて、5ページ目、詳細な表についてです。こちらについても、今ご説明があったとおり、点検項目の増加や建設需要の高まり等、外的要因を考慮し、また複数の業務を一括して複数年化契約したことなどによる事務の減量などを考慮して、全体としては経費削減の効果があったものという形で評価をさせていただいております。

以上のことを踏まえまして、6ページ目、(4)評価のまとめでございます。これまで説明させていただきましたとおり、民間事業者の改善提案などもあり、公共サービスの質の向上、経費の削減の双方が実現されたものと評価いたしました。

よって、(5)今後の方針といたしまして、①実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また、法令違反行為等もなかった。②外部有識者等のチェックを受ける仕組みを備えている。③入札において競争性が確保されている。④公共サービスの質において目標を達成していた。⑤経費削減において効果を上げていた。

以上のことから、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に係る指針Ⅱ.1.(1)の基準を満たしておりますので、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

なお、仮に終了が認められたとしても、市場化テストでの取り組みを生かし、担当省庁自らが公共サービスの質の維持向上、及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

評価（案）の説明に関して、事務局からの説明は以上になります。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本事業評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員は、ご発言をお願いいたします。

○石村専門委員 すみません、私がちょっと確認したいことがありまして、今回、総務省が6ページ目で3者等複数入札があったということで競争性は確保されていたと。あともう一点、経費の削減というのは確かにあったんでしょうと。ただ、競争性の確保という点で、3者入札があったということなんですけれども、2者については直前に入札停止になったということで、参考までに何で入札停止になったんですかというのを教えていただければ。もし教えていただけるのだったら教えていただきたいということ。

あと、入札の停止になって、これ、1年後、その業者さんは参加できるんですかと。つまり、3者、要は入札の実績があったんだから競争性が確保されていますよということなんですけれども、うち2者が来年、例えば、参加できないんですという話になったら、ほんとうに競争性というのは確保されているのかなと思ったもので、その2点だけ参考までに教えていただけないでしょうか。

○栗原技術専門官 はい。それでは、契約を担当しております私、栗原と申しますが、説明をさせていただきます。

まず2者なんですが、1月22日が証明書の提出期限になっておりました。その期限前に2者から申し出がありまして、まず1者は1月6日、内容としましては、他省庁の事業を行ってまして、その中でトラブルを起こしてしまったということで指名停止を受けた状態になりました。その状態をもって、財務省のほうに、今回参加は辞退させてくださいという申し出がございました。

もう一者につきましては、同じく1月16日に申し出がありまして、こちらも同じく、受けている、実施している事業の中で配置されている従事者が不祥事を起こしたということで、同じく指名停止を受けたということで、財務省に対する入札の参加を辞退したいということで、参加辞退の申し出があったという状況でございます。

先ほどの2点目の質問で、参加は1年以上できないのかというご質問でございますが、基本的には停止の内容に基づきまして、1カ月ですとか、2カ月というふうに停止期間が定められておりますので、その期間が過ぎれば、次の入札には参加できるということになってございます。以上です。

○石村専門委員 結局具体的にその2者については、来年度は、今のお答えですと、どっ

ちかわからないというような感じ。

○栗原技術専門官　ということではございません。指名停止解除になれば、参加はできます。

○石村専門委員　なった？

○栗原技術専門官　もう解除になっています。

○石村専門委員　わかりました。どうもありがとうございました。

○小松専門委員　またトラブルを起こさなければいいけど。

○古笛主査　よろしいでしょうか。

○栗原技術専門官　１点、訂正させていただきます。１月１６日とお伝えしましたが、１月１３日の誤りでした。済みません。

○古笛主査　ほか、よろしいでしょうか。１期目で良好な結果を確保できていたので、２期目がちょっと残念でしたけれども。

ほかの先生方、よろしいでしょうか。では、少し早目ではありますけれども、では、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項、ございますでしょうか。

○事務局　特段ございません。

○古笛主査　それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、管理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

(財務省退室)

(国立美術館入室)

○古笛主査　では、予定の時間より若干早いですけれども、おそろいですので始めさせていただきますと思います。

続きましては、東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務の事業評価（案）についての審議を行います。では、実施状況につきまして、独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館運営管理部会計課、末村会計課長よりご説明をお願いいたします。なお、説明は１０分程度でお願いいたします。

○末村会計課長　独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館運営管理部会計課の末村と申します。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務につきまして、お手

元の資料2に基づきまして説明をさせていただきます。

最初に1ページを御覧ください。ここでは、事業の概要について記載しております。まず、本業務は統括管理業務、建築設備維持管理業務、清掃業務、廃棄物処理業務、及び運営支援業務から構成されており、業務委託期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。なお、市場化テスト第1期目であった平成24年度から26年度までの3年間は、上映関係業務も含まれておりましたが、平成27年度から29年度までの市場化テスト第2期におきましては、市場化テスト第1期目の評価を踏まえまして、実施可能な事業者が制限されるおそれがある上映関係業務を分離しております。

次に、受託事業者選定の経緯についてですが、平成26年11月18日に、東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務民間競争入札実施要項に基づき、総合評価方式による入札を実施したところ、2者から入札参加表明があり、提出された入札参加表明書等について審査した結果、いずれも入札参加資格を満たしていたことから、この2者から入札書及び提案書を提出させたところです。

この2者から提出された提案書について、平成27年2月26日に開催された東京国立近代美術館官民競争入札等評価委員会において、基礎項目を満たしているか否かを審査した結果、いずれも満たしておりましたので、基礎点を付して、さらに同委員会において加点項目について審査を行い、加点を付した上で基礎点及び加点の合計点を入札価格で除して得られた総合評価値を算出したところです。

その後、平成27年3月3日に行われた開札において、株式会社シミズ・ビルライフケアを代表企業とする東京国立近代美術館管理運営共同企業体の応札金額が予定価格の制限の範囲内でしたので、同企業体が落札者となり、同企業体と平成27年度から29年度までの3年間の複数年契約を締結し、現在に至っております。

次に、2ページを御覧ください。ここではフィルムセンターの管理・運営業務の実施内容に関する状況及び評価について記載しております。まず(1)の管理・運営業務の包括的な質についてですが、継続性・安定性の確保の観点においては、対象施設の一時的閉館や開館不能の状態を招くような重大な業務上の瑕疵の発生が、平成27年度、28年度ともに0回でありました。また、信頼性の確保の観点においても、人身事故、作品の損傷・紛失等、対象施設の運営に重要な影響を与える業務上の瑕疵による事故の発生が0回で、いずれも要求水準の0回を満たしております。さらに、快適性の確保の観点においても、アンケート調査による観客満足度も100%近くで、要求水準の70%を大きく上回って

おります。

次に、同じ2ページの下のほうの(2)各業務において確保すべき質ですが、統括管理業務、建物設備維持管理業務、清掃業務、廃棄物処理業務及び運営支援業務のいずれにおいても、資料に記載させていただいたとおり、実施状況は良好であると認識をしております。

次に、資料4ページを御覧ください。ここでは市場化テスト導入前後における電気、水道の使用量等を比較しております。まず電気使用量ですが、平成27、28年度の平均使用量は、118万5,367キロワット・アワーであり、これは市場化テスト導入前の平成22年度の使用量、132万797キロワット・アワーと比較して10.25%削減されております。

また、水道使用量についても、平成27年度と28年度の平均使用量が3,018立米ということで、市場化テスト導入前の平成22年度の使用量3,264立米と比較して、7.53%の削減となっております。この削減要因といたしましては、空調運転の細分化による運転間隔の短縮、空調配管バルブの時間単位による微調整、照明運用の細分化、全館トイレ水量調整による効率化運用などについて詳細な制御マニュアルを作成し、実施した結果であると認識しております。

なお、電気料金については、平成27年度と28年度の平均額が2,088万8,000円ということで、市場化テスト導入前の平成22年度の2,185万7,000円と比較して、96万9,000円削減されております。また、水道料金についても、平成27年度と28年度の平均額は160万円ということで、市場化テスト導入前の平成22年度の172万6,000円と比較しても、12万6,000円削減されております。

次に、5ページの記載内容は書いてあるとおりでありますが、6ページを御覧ください。ここでは、実施経費の状況、評価について記載しております。実施経費については、市場化テスト導入前と導入後とを経年で比較するために、平成22年度実施経費から、先ほど申し上げました上映関係業務に係る経費を除外し、また消費税率についても、市場化テスト導入前後では税率が異なっておりますので、いずれも税抜きとして記載しております。

なお、業務の包括化に伴いまして、市場化テスト2期目は統括管理業務の追加に伴い1,080万円増加しております。運営支援業務については、配置人員の見直しを行った結果、平成27年度は2,214万8,000円、28年度が2,072万2,000円であり、市場化テスト導入前の平成22年度は、3,510万1,000円ですので、平成27年度と

28年度の平均額を比較して1,366万6,000円と、大幅に削減されております。

この結果、この表の合計欄を御覧いただきますと、平成27年度は6,439万6,000円であり、平成22年度の6,637万8,000円と比較して、198万2,000円削減されており、率にして2.99%の削減、また、平成28年度の6,399万8,000円と比較して238万円の削減、3.59%削減されております。

次に7ページを御覧ください。ここでは総合評価と今後の事業について記載しております。まず、(1)の総合評価についてですが、本事業は市場化テスト実施の2期目に当たりますが、契約事務の軽減、統括管理業務の導入による事務と委託業務の効率化、民間事業者の相互連携の推進による適確な業務の実施とともに、それぞれの業務の専門知識に基づく適確な提案による施設設備維持管理と観覧環境の向上に寄与しており、仕様水準を満たすサービスの質を達成しつつ、統括管理業務の一元的な管理のもと、フィルムセンター特有の観客対応と施設の保全に万全を期すことができたと認識しております。

次に(2)の今後の事業についてですが、ここでは事業全体を通した実施状況について記載しておりますが、内容といたしましては、実施期間中に受託事業者に対する業務改善指示等がなく、また法令違反行為等もないこと、また、外部有識者から構成されております東京国立近代美術館官民競争入札等評価委員会において、事業実施状況のチェックを受ける体制が整備されていること、また、入札において2者の応札があり、競争性が確保されていること、また、確保される公共サービスの質においては全ての目標を達成したこと、それから、経費削減においては市場化テスト導入前の経費と比較して、平成27年度と28年度の平均で3.3%の削減効果を上げております。

以上のことから、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運営に関する指針における市場化テスト終了プロセスの基準を満たしていることから、今期をもちまして市場化テストを終了することとし、今後は当組織の責任において本事業を実施させていただければと思っております。

なお、市場化テスト終了後の本事業の実施につきましては、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきました公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き、公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、総務省の評価（案）につきまして、資料Bに沿ってご説明いたします。1ページ目の事業の概要等につきましては、今事業主体からご説明がありましたので割愛させていただきます。入札の状況につきましては、2者応札で予定価格内は1者ということでしたが、事業者が替わっているということを踏まえまして、競争性を確保されているのではないかと考えております。

2ページ目、2、検討の（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。重大な業務上の瑕疵の発生といった項目に関しましては、いずれの項目も0回であったということ。それから、観客へのアンケート、清掃の状況、館内スタッフの対応、警備・誘導状況の満足度につきましても、要求水準の70％を大きく超えている状況でございます。適切に履行されているものと考えております。

民間事業者の改善提案といたしまして、全館のトイレに花を飾る「花一輪運動」に取り組み、アンケートにおいても好評であったという点を盛り込んでおります。また、業務を分離しました上映関係業務の業者とも連携いたしまして、上映の中断等への対応マニュアルを作成し、トラブル発生時に速やかな対応が可能になったという点につきましても評価できるのではないかと考え、改善提案のほうに盛り込んでいるところでございます。

3ページ目の（3）実施経費でございます。平成22年度、従前、市場化テスト実施前の経費と比べまして、削減率にして平成27年度と28年度の平均では3.3％の削減であったということと、それ以外にも、省エネルギー化の取り組みとして詳細な制御マニュアルを作成し、省エネに取り組まれた結果、従前に比べ電気使用量で約10.3％、水道の使用量で約7.5％の削減につながった点も盛り込んでいるところでございます。下に業務の内訳も参考として入れさせていただいております。

（4）評価のまとめでございます。業務の実施に当たり、確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、平成27年度、28年度の2カ年とも全て目標を達成していると評価できると考えております。また、民間事業者の改善提案により、花一輪運動ですとか、省エネの取組等、事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できると考えております。また、経費につきましても、業務の包括化に伴い統括管理業務が追加されたものの、全体で3.3％の経費削減が図られており、サービスの質の向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと考えております。

最後、4ページ目でございますが、(5) 今後の方針といたしまして、本件市場化テストは2期目でございますが、事業全体を通じての実施状況につきましては、以下のとおり特段問題がないものと考えております。

以上のことから、本事業につきましては市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針のⅡ. 1. (1) の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

なお、終了後の事業実施につきましては、引き続き事業主体のほうで自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていただきたいものと考えております。

以上、総務省の評価(案)についてご説明いたしました。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施状況及びその評価について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

本件は、上映関係業務を除外したことによって複数応札が可能になったということなんでしょうか、たまたまということではなくて。

○末村会計課長 前者であると認識しております。

○古笛主査 はい。上映関係業務は別の事業者さんのほうに。

○末村会計課長 別の業者と契約をしております。

○古笛主査 ということですね。トータルで考えても、やっぱり。

○末村会計課長 削減されております。

○古笛主査 削減されていますね。

○小松専門委員 これ、最初のときに上映業務一緒に大丈夫ですかと申し上げた記憶はあるので、分離していただいてよかったんじゃないかなとは思いますが。

○古笛主査 そうですね、ここで議論した記憶がございますので、良好な結果で大変よかったと思います。

では、ほか、ございませんでしょうか。

それでは、以上とさせていただき、ご紹介のとおり終了ということで手続を進めさせていただきますと思いますが、事務局から何か確認する事項、ございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(国立美術館退室)

(国土交通省入室)

○古笛主査 予定の時間より随分早いんですけれども、おそろいいただきましたので、始めさせていただきたいと思います。

続きましては、国土地理院の施設の管理・運營業務の事業評価（案）についての審議を行います。では、実施状況につきまして、国土地理院総務部契約課、鳩谷課長よりご説明をお願いいたしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○鳩谷契約課長 契約課長の鳩谷でございます。よろしくお願いいたします。国土地理院の施設管理・運營業務の実施状況について、ご報告いたします。資料3でございます。

平成27年度から平成28年度までの事業の概要です。委託業務内容ですが、国土地理院の施設、本館とほか各施設におけます庁舎管理業務、警備業務、清掃業務でございます。委託業務期間ですが、平成27年4月1日から平成30年3月31日です。受託事業者は共同事業体で、株式会社シービーエス、これが代表企業で、ほか3者となっております。受託事業者決定の経緯です。国土地理院施設管理・運營業務民間入札実施要項に基づき、4者から企画書の提出がありました。特定調達契約審査委員会での審査の結果、1者が評価基準を満たしており入札を行いました。平成27年3月13日に開札を行い、第1回目の入札で入札価格が予定価格の範囲内であったため、株式会社シービーエス共同事業体を落札者と決定しました。

確保すべきサービスの質の達成状況についてです。確実性の確保についてです。管理業務の不備に起因する国土地理院における執務及び営業の中断回数につきましては、本館棟ほか全施設について0回でございます。次に、管理業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生です。本館棟ほか全施設について0回となっております。

次に、安全性の確保についてです。管理業務の不備に起因する職員及びその他の者のけがの回数、こちらも0回となっております。

環境への配慮についてです。省エネ法を遵守し、温室効果ガス削減に努めました。平成13年度総排出量の基準と比較しますと、平成27年、28年度の総排出量は約14.1%の削減となりましたが、これは東日本大震災後の電力供給逼迫を背景とした排出係数の高いエネルギー供給会社への変更が主因であります。平成13年度と排出係数を同一条件にした場合では、約24.5%の削減でありました。

次に、各業務の実施状況でございます。庁舎管理業務についてでございます。施設管理業務においては、日々の点検・保守は適切な業務が遂行されており、施設に異常が生じた際には速やかに契約課に報告がなされて、適切に対応しております。保守管理業務計画書・省エネルギー報告書・中期保全計画書ほか、各保守報告書も適切に提出されております。これらの状況を踏まえ、いずれも確保されるべき質は達成されると評価しております。

次に、警備業務でございます。警備業務においては、庁舎等の巡視、出入りする車両等の監視、正門における立哨等、日々の業務は適切に遂行されております。また、担当課の指示により警備体制を強化するなど、適切な業務が遂行されております。業務報告書の内容等からも、确实かつ適切に業務が実施されていることが認められます。確保されるべき質は達成されていると評価しております。

次に、清掃業務でございます。清掃業務においては、清掃の不足により、トイレ洗面台の汚れや階段にごみが残ったままなどの事例はありましたが、指示書により指摘をし、その後は改善され、確保されるべき質は達成されていると認められます。日常清掃業務、定期清掃業務ともに柔軟な対応がとられて、業務報告書の内容等からも適切に実施されていることが認められます。確保されるべき質は達成されていると認められています。

次に、競争入札応札者数についてでございます。平成23年度市場化テスト実施前でございますが、施設管理業務については3者、警備業務は4者、清掃業務は7者でございます。平成24年度から平成26年度は2者でございます。平成27年度から29年度は1者でございます。

次に、実施経費の状況及び評価についてでございます。従来経費との比較については表のとおりでございますが、庁舎管理業務につきまして、平成24年度から26年度につきましては30.5%、3,291万9,000円の削減となっています。同じく27年度から29年度につきましては、28.7%、3,098万1,000円の削減となっております。

警備業務についてですが、こちらは増加しております。24年度から26年度、111.5%、2,029万7,000円の増加となっております。27年度から29年度につきましては122.1%、2,222万9,000円の増加となっております。清掃業務につきまして、こちらは24年度から26年度は7.4%、54万7,000円の削減、27年度から29年度は5.6%、41万6,000円の削減となっております。

合計いたしまして、24年度から26年度につきましては10%、1,316万9,000円の削減となっております。27年度から29年度につきましては6.9%、916万8,

000円の削減となっております。

24年度から26年度までの従来経費と、27年度から29年度までの現行経費との比較による経費削減効果につきましては、約400万円の増加ですが、市場化テスト開始前の通常時の経費、平成23年度と比較すると6.9%、916万8,000円の削減となっております。経費が増加した理由につきましては、人件費等の増加が考えられます。

次に、受託事業者の創意工夫についてです。管理業務の包括的な質の確保に関する提案につきまして、当院の施設は建設から40年程度経過し、老朽化という課題もあります。設備等の状態を把握し予防保全に努める提案、平成27年度は33件、平成28年度は52件ありました。施設内の軽微な不具合箇所の迅速な補修や安全性の確保に寄与しております。

管理業務のコスト削減に関する提案です。エネルギーの使用量を詳細に収集・分析し、お昼の時間帯の冷暖房のボイラーの運転停止、並びに送風を利用した冷暖房運転の実施など、効率的な冷暖房運転の時間の提案がありました。監視業務、各点検・保守業務を実施することで、国土交通省温室効果ガス削減目標を達成し、効果的な省エネルギーの実現に寄与しております。

評価のまとめでございます。本委託業務の経費につきましては、平成24年からの市場化テストと比較し、3年間で916万円のコスト削減効果があったと認められます。各事業を個別に入札等を実施し、各事業者に業務を行わせる従来の方法に比べ、施設の管理を一括して行うことで、効率的な業務が実施されたと評価しております。委託事業者による業務間の連携・調整や一体運営の観点からの意見・提案等を通じて、効率的な業務実施が図られたと評価しております。

入札の競争性の確保についてですが、平成27年度から平成30年度の競争入札応札者は入札に参加を希望し、実施要項に基づいて企画書を提案した者は4者でありました。企画書を提出した4者については、証明書が添付されていなかったことによる提出書類の不備や業務実績の平米数が不足していたことなど、資格要件を満たしていなかったことにより、結果的には1者応札となっております。提出書類に不備があった者については、参加要件は全て満たしていますので、証明書の提出があれば、1者応札に至らなかったものです。また、資格要件の1つである業務実績の平米数については、見直しを検討したいと考えておりますので、応札者数についてはさらに増えることが期待できると考えております。よって、入札の競争性は確保されると評価しております。

以上から、本委託事業につきましては、従来、個別業務ごとに行っていた平成24年度から契約を一括化したことにより、契約事務及び支払い事務が大幅に削減されており、調達事務の効率化が図られております。さらに、業務実施内容及び実施経費ともに十分な実績結果が挙げられており、効率的、経済的、かつサービスの質の向上が図られたと認められるため、本委託事業の成果が得られたと評価しております。

国土地理院に設置します評価委員会、これは国土地理院入札監視委員会で行っておりますが、こちらの委員に事業実施状況の報告を行い、意見を聞きましたが、特段の意見はありませんでした。

以上のとおり、本委託事業については市場化テスト終了プロセス、及び新プロセス運用に関する指針に定める市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果が得られていることから、今後の委託事業に当たっては市場化テストを終了し、国土地理院の責任において行うこととしたいと考えております。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会において審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項に関する事項を踏まえた上で、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、国土地理院自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてみたいと考えております。

最後に、包括化の検討状況についてでございます。平成26年6月17日に開催された入札監理小委員会での審議の際に、地図と測量の科学館の管理運営業務との包括については、それぞれの事業評価を踏まえた上で平成30年度から包括することを検討していると発言したところでございます。地図と測量の科学館管理運営業務につきましては、主な業務は来場者の受付及び科学館施設の案内であります。年間の契約金額が800万円未満と少額で、包括しても当院として経費の大きな削減が見込まれません。

また、現在も国土地理院管理・運営業務につきましては、地図と測量の科学館の清掃、警備、施設管理業務は既に包括されているところであります。受付案内業務を包括することにより、業務内容が拡大し、科学館運営業務を含めた新たなジョイントベンチャーを組まなければならないこととなり、結果として入札参加事業者の減が見込まれ、総合的に検討した結果、平成30年度からの包括は行わないこととしたいと考えております。

ご説明については以上でございます。

○古笛主査　ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、総務省より総務省評価（案）についてご説明させていただきます。お手元の資料Cをご覧ください。1枚目のⅠ、事業の概要等につきましては、国土地理院の説明と重複するところは省略させていただきますが、入札の状況について説明させていただきます。

説明会参加者は15者で、4者から企画書の提出がありましたが、国土地理院に設置した特定調達契約審査委員会での審査の結果、当業務施設と同等規模の業務実績と施設管理の資格を求めたことから、1者のみが評価基準を満たしており、1者応札となり、予定価格内も1者でございました。

続きまして、Ⅱ、評価についてご説明させていただきます。結論から申し上げますと、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。

検討事項について説明してまいります。2ページ目以降の（2）公共サービスの実施内容に関する評価について説明いたします。管理業務の不備に起因する執務及び営業の中断回数、空調停止等の発生回数、職員及びその他の者のけがの発生回数は0回、庁舎管理業務、警備業務、清掃業務も適切に実施され、確保されるべき質は達成されていると評価できます。民間事業者からの改善提案として、設備の予防・保全に努める提案など、平成27年33件、平成28年度に52件あり、業務の質に貢献できたものと評価できます。

以上が質の評価になります。

（3）実施経費についてです。従前経費と比較して6.9%経費削減され、効率的な業務が実施されたと評価できます。

（4）評価のまとめといたしまして、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。入札においては1者応札になったことから、今後、評価基準の緩和が必要と思われますが、国土地理院から評価基準において各業務において一定の面積以上の業務実績の緩和を検討する。また、説明会実施時の資格証明提出の注意喚起を徹底すると回答を得ており、この2点が実施されれば競争性の課題を解決できると考えております。

（5）今後の方針についてご説明します。前回の事業評価の際に地図と測量の科学館の管理運営業務との包括化について検討することとされ、国土地理院において包括化について検討しましたが、施設管理を主とする本業務と見学者への接客対応を主とする科学館の

業務とでは類似性がなく、また包括化による経費削減が見込まれないこと、包括化することにより、応札するための負担が大きくなることを理由に、包括化しないこととされました。

最後に、本事業は今期が2期目であり、事業全体を通じての実施状況については、法令違反行為等もなく、国土地理院に設置している入札監視委員会において事業実施状況のチェックを受けております。以上のことから、本事業については市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました実施状況及びその評価について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○稲生副主査 今回、企画書の段階では4者出してきたということだと思いますけれども、企画書の評価表というのを参考資料でいただいております。それによると、資格経験で実績と資格ということになりますから、企画書と言っていながら、実際には割と資格要件的な形式的な審査を行ったと、こういう理解でよろしいんでしょうか。あるいは、これ以外にも、何か中身についての審査も委員会で行われたのかどうかという、そういう関心なんですけれども。

○鳩谷契約課長 はい、これに挙げてありますところでの審査を行っています。

○稲生副主査 いわゆる形式的なことですね。

○鳩谷契約課長 はい。

○稲生副主査 それで、企画書の評価をした後で、基準を超えたところが実際の入札に入っていくということだと思うんですが、言ってみればこの2段階の評価というのは、今回2期なんですけれども、1期においても同じ枠組みで得られたわけですか。

○鳩谷契約課長 はい、1期につきましても同じでございます。変えてございません。

○稲生副主査 1期のときなんです、もしお手元に資料があればなんです、何者出してきて、企画書の評価で落ちたところとか、逆に言うと何者通ったのかというのは、これは記録ありますでしょうか。

○島根建設専門官 前回、私が担当いたしましたものでご報告させていただきます。前回の企画書提出会社は4者でございます。そのうち合格は3者でございました。1者、不合

格だったところにつきましては、1 者の会社のほうが企画書を全て提出しないで、参加申請のみをしたものですから、企画書の提出がないということで、企画書不備で不合格いたしました。

○稲生副主査　そういう意味で、今回いろいろこういう企画書を出させたにもかかわらず、業務経験で5万平米を欠けているとか、割と見落とし的なところがあつて、もちろん今後改善するということだと思ふんですけれども、こういうのは割と形式的なところにもかかわらず事業者が見落とすって、ちょっと違和感があるんですけれども、これはなぜなのでしょう。

やっぱり周知の仕方がちょっと欠けていたとかということに尽きてしまうのか、何かほかに問題がおありになるのでしょうか。つまり、とる気は満々なんだけれども、とりあえず出してみるかという感じで出したんだけれども、やっぱりだめだったという感じなのか。

つまり、本当に競争性が発揮されているのかどうかというのを、若干私、疑問に思っている点もありまして、こういうちょっと突飛な質問をさせていただくんですが、どういうふうに考えておられるのでしょうか。

○鳩谷契約課長　ただいまのご質問につきましては、前回、1 回目のときに公示した入札のときには3者合格しておりますので、十分競争性を確保できているものとしてこちらも考えて、2 回目も同じことで実施したわけですが、結果的に平米数が足りないとか、そういったものが出てしまったものですから、そこについては我々としては事業者のほうはそういったことを十分理解して応札していただいているというふうには考えているところでございます。

そこは、事業者のほうとしては、やはりそこで、もしかしたら提出を見送った者もいるかもしれませんが、こうやって企画書の提出をしてくるということは、やっぱり競争に参加する意欲があると、そこは私どもは考えております。

○稲生副主査　そうすると、実際には、前回までは複数者が応札していたんだけれども、結果的にはずっと、今回も含めてシービーエスさん1 者が落札なさっているということですね。そういう意味では、若干個々の企画書のあれもそうなんですけれども、ハードルが高いのかなという気もしないではないんですね。つまり、参入障壁が実は本当はあつて、競争は行われているんだけれども、若干高いのかなという懸念はなきにしもあらずという感じがするんですけれども、ここら辺はどういう印象をお持ちでしょうか。

○鳩谷契約課長　はい、そこにつきましては、今回4 者のうち1 者につきましては、参加

資格要件を全部満たしておりますが、証明書類が添付されていなかったということで、ここはおそらく事業者の単純なミスだと考えておりますので、本来であれば、この事業者も応札には参加できたと考えております。そういった意味では、ちょっと私どもとしては残念な結果になってしまったとは思っております。そういった意味では、たまたま今回は1者になってしまいましたけれども、本来であれば、きちんと競争入札が行われて、また、その平米単価のところにつきましては、やはり今回ちょっとそこで至らなかった事業者がおりますので、そこは再度見直しをすれば、もっと手を挙げてくる事業者もいるのではないかと考えておりますので、競争性は確保できると考えております。

○石村専門委員 済みません、今の件なんですけれども、後で補足するということは、認めていないですよということなんですね。つまり、資格証明書を提出されていなかったのので、そのために入札要件を満たしていないので入札できなかったというお話だったと。これ、例えば資格証明書が抜けているのを提出されませんかという補足みたいなことは、認めていないということなんですね、つまりは。

○鳩谷契約課長 はい、提出につきましては、差し換えとか、再提出といったことはできませんということで、そこは入札説明書のほうにもきちんと謳ってございます。また、そこは公平性と透明性をきちんと確保していくことが重要かと思っていますので、特定の者に、一度提出したものを後からでもまた差し換えなり、再度提出ということを認めるというのは、そこは公平性が損なわれると考えておりますので。

○石村専門委員 まあ、競争性確保でということで、確かに公平性というのも必要なんですけれども、例えば確定申告書や何かを提出するときに、チェックリストというのを国税庁や何かはつくって、本当に提出物、漏れていないかどうかというのをチェックしてから提出してくださいという、そういうのは国税庁や何かは確定申告書とか、シーズンになると配っているんですね。その程度のことはやってあげても良いのではないかとも思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○鳩谷契約課長 ただいまご指摘いただいた点につきましては、そこは検討させていただきたいと思います。

○石村専門委員 よろしく申し上げます。

○稲生副主査 ちょっとご工夫を我々として見たほうが良いのではないかなという感じがしないでもないですね。今後頑張るというのはもちろん大切なことだと思っているんですけれども、やっぱり成果も見ておきたいなという気がします。これは個人的な意見で、

ほかの委員の方がどう思われるか、あれなんですけれども。

○島根建設専門官 先ほど委員の先生からご指摘がありましたチェックリストでございますけれども、入札実施要項の中に29ページというページがございます。先ほどのチェックのところでございますが、5万平米以上の年間の業務経験の有無というところで、丸バツをつけるところがございます。そういうところを全部チェックしていただければ、自分のところが5万平米以上の施設管理・運營業務をしていたんだというのが確認できているはずなので、チェック表をさらに、もっと細かくつけろということであればまた別なんですけれども、チェックしていただいて、ご自分のところを出していただくときには、全て合格していないと入札に参加できませんよというチェック表にはなっております。

○石村専門委員 要は、提出するときに一番上のところ、一番最初のページとして、チェックさせたものを添付させているということなんですか。

○島根建設専門官 さようです。提出様式につきましても、各様式につきまして大事項を定めておりまして、基本事項、今回はチェックさせていただきますよということで、様式3を出してください。その様式3の中には、業務に対する認識についての仕様を書いてくださいねというような細かいところまで全部指示をしております。

これは、基本的に小委員会の事務局様のほうでお作りになりました仕様書に従いまして作っておりますので、漏れはないように作っているつもりではございますけれども。

○石村専門委員 この一番最後の資格証明書の提出なしというのは、本当は資格がない…。

○島根建設専門官 全部チェックいたしまして、報告書類の中に、封筒の中にそれがないのかどうかも確認いたしましたけれども、ないということで、何名かで確認をいたしまして、ないのを確認した後に、事業者のほうにはありませんということで公印をつきまして、不合格ですということでご連絡を差し上げて、それに対するご意見等はいただいております。

○石村専門委員 ちなみに、実は後で、よく競争性確保のために事後的に参加されたりとか、何で参加されなかったんですかみたいな形のこと聞いて、要件を緩和したりとかいう形のことをされているんですけれども、このとき、これも一々聞くまでもなかったということなんでしょうけれども、本当はあったとか、なかったとか、そういうのは聞いていないですか。

○島根建設専門官 実際には聞いてございません。

○石村専門委員 なるほど。

○島根建設専門官 先ほど鳩谷のほうからもご説明させていただきましたけれども、第1回目のときには、パブコメも開きまして、皆様からのご意見を聞きながら、この仕様でどうでしょうかということで決められて、小委員会のほうでも認めていただいて入札実施要項が作られてございます。4者、企画書の提出があつて、3者合格したという事実がございまして、第2期目は同等の仕様のもとに、小委員会の承認もいただいている新プロセスで実行しましたものですから、特段縛りというか、面積の部分で厳し過ぎるというような感覚は持ってございませんでした。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○鳩谷契約課長 それから、今お話があつたところで、参加の意思があつた者が結果的に企画書を提出しなかったという場合もございまして、そういった場合には、聞ける範囲では、どういったことで参加しなかったのかというようなことも聞くようなこともやっておりますので、そういったことは次回から反映していくということは、入札手続については全般的にそれはやっております。

○古笛主査 やっぱり参加希望者が4者のうち3者がだめになったというのが、どうしても引っかかるところと。それから、もう一つ、結果としてずっとシービーエスさんが落札されている状況に何ら変わっていないというところ。特に、直近のところは1者入札になってしまっているというところに、これが今チェックリストもあるのに単純に事業者のミスだったということで割り切れるかという、ちょっと割り切れなさが残るというのが正直なところではございます。

先生方、いかがでしょうか。

○小松専門委員 難しいですね。私が思うのは、資格証明書を出していないのは、忘れたのではなくて、多分資格者を確保できなかったんだろうと思うんです。だから、それはある意味仕方がない話で、要件を満たしていないというのは、そのとおりだろうと思います。単純ミスとはちょっと考えにくいので、おそらくそういう事情で。

最近、やっぱり人手不足ということもあつて、資格者のおそらく争奪戦みたいなことに、もしかしたらなっているのかもしれないと推察はするんですね。ですから、どうすればいいか、アイデアはないですけども、そういう状況が裏であつたのかなとは思いますが。

○古笛主査 評価基準についても、今のような状況だと、緩和ということも検討してもいいのかなというところもとは思うんですけどもね。

○稲生副主査 要は、小委として、それを見なくて良いのかというのが若干あるんですけどもね。

○古笛主査 そうですね。

○稲生副主査 私は、先ほど申し上げたように、要件緩和するならするし、それから、やっぱりシービーエスさんが1者でとり続けている。今まで、確かに複数応札だったんだけど、本当に競争性が図られているのかなという確証が、ちょっと今の段階では私は持てないですね。

○小松専門委員 こういうことを申し上げていいかわかりませんが、これ、筑波ですから、やっぱり同じような業務があちこちで発生しているんですね。そうすると、やっぱり事業者の中では、例えば談合をしているわけではないと思いますけれども、あそこはあの会社で、うちはこっちというような住み分けを何となくしてしまっている可能性というのは、僕はあり得るような気がするんです。

あるところで、非常に大規模過ぎて応札者がいないというような事例も出てきている状況もありますので、事業者の数と需要の関係というのが相当に影響するような気がします。この場合どうかかわかりませんが、一応今までの会社だとしても、ほかはだめもとでというような応札の仕方をしている可能性もなきにしもあらずかなというふうに思います。そこを改善するというのは、ある意味事業者の数を増やせということになるんですけども、それは民間の話であって、こちらで増やすということはできないんです。

だから、そこら辺のバランスの問題というのは、やっぱりどうしても出てくるような気はしますね。だから業務の形態をもっと変えて、応札者を増やすということは可能かもしれませんが、そうすると以前に戻ってしまうような話にもなりかねないし、その辺のバランスを本当にどの辺に置いて良いのかというのは、常に試行錯誤のような気はします。

○古笛主査 じゃ、今回の意見としてですけども。

○小松専門委員 競争性を確保する努力をしていただきたいということだと思いますね。

○古笛主査 そうですね、それを終了という形でそういう意見にするか、あるいは継続という形で、もう一度こちらのほうでご確認させていただくか。

○小松専門委員 私は終了で良いんじゃないかという気はしますけれども。それは、ほかの委員のご意見もあるかと思います。

○清水専門委員 これ以上、例えば要件的なものを変えるということではないんですよ。

この条件でやるということですね、次も。

○鳩谷契約課長 はい、条件的にはこれでやっていきたいと思います。

○清水専門委員 この要件のところにまだ改善する余地があるということなら、もう一期見たほうがいいと思いますが、今の条件の中で、資格要件とかですと、見直しは難しいと思うので、私はこれで終了という形のほうが良いのかなとは思いますが。

○古笛主査 面積の緩和とかは難しいですか。

○清水専門委員 それは見直せるかもしれませんね。

○鳩谷契約課長 そこは検討したいと思います。

○古笛主査 そうですね、そこを改善したときに、もう少し。

○鳩谷契約課長 平米数については、そこは緩和するということで検討したいと思っています。ただ、この評価項目につきましては、やはり質の確保というのは最低限、ここは評価しないと難しいと考えていますので、評価項目についてはこのままで行きたいと思っていますが、平米数のところは緩和するということで考えております。

○古笛主査 平米数の緩和した状況を確認するかどうかですね、それを踏まえた上で。

○小松専門委員 ちょっと質問ですけれども、国土地理院の建物の総床面積というのは何平米ですか。ざっと今、この資料を見させていただくと、5万もないような気がするんですが、5万以上超えているんですか。

○島根建設専門官 これは主要な建物の延べ床面積を足していただきますと、3万7,000平米ぐらいでございます。これは主要でございます、これ以外にも倉庫棟とか、実験棟とか、建物がございますので、それは施設の設備を管理する上での面積ですと、5万3,000平米という大きさになってございまして、5万3,000までは必要ないだろうということで、5万ということで、施設の整備のほうは5万平米。警備のほうにつきましては3万7,000平米、この主要の部分、それから守衛所、庁内の巡視等を勘案しまして4万平米というような計算をしております。

○小松専門委員 そうすると、実際に担当する以上の規模を経験していないとだめですとおっしゃっていることになりますよね、ほぼ。他の案件でいろいろこういう面積要件をつけられるところはあるんですけれども、実際にやる分以上というところはあまりないんですね。それをやってしまうと、本当に応札者はいなくなってしまうので、例えば半分以下とか、そのくらいにしておられるところが大半だと私は理解しております。

です。ですので、ちょっとそういう意味では、今の要件はほかの省庁での案件と比べると厳し

過ぎるような条件かなという印象は持っています。

○島根建設専門官 先ほども契約課長のほうからご説明がありましたけれども、延べ床面積については緩和するという方向で考えてございます。

○小松専門委員 はい。

○古笛主査 で、どうするかですね。

○小松専門委員 だから、もともと厳し過ぎると私は思うので、緩和していただければ、ほかの省庁とのバランスも良くなるし、そういう意味では応札者も増えるであろうから、そういう予測のもとに卒業でよろしいのではないかと思いますということです。

○古笛主査 委員の先生方、いかがでしょうか。面積要件を緩和するということを踏まえ、た上で終了とするか、面積要件を緩和した状況を確認させていただくための継続とするかというところですが。

○事務局 事務局ですが、一応新プロセスになっていますので、確認するといっても、形式的には評価のときに確認するということになると思います。

あと、事業者がかわらないということなんですけれども、おそらく市場化テスト前は庁舎管理と警備、清掃、分かれていまして、市場化テストのときに一緒になったので、このシービーエスはおそらく庁舎管理だけでございますね。だから、他の業務ではおそらく違う事業者だったのかなと。この契約状況の推移上は庁舎管理の事業者が載っているの、情報として。

○古笛主査 J Vになっていますね。

○事務局 そうですね、J Vになった関係で、その中に他の事業者も一応入っているという状況になっています。

○稲生副主査 若干気になるのが、これ委員会での資料で例のチェック表がありますね。これを見ていると、例えば競争が確保されていたのかというところですね。今後頑張るからということで、今回三角と事務局の案でなっているんだけど、良いのかな。こういう例というのはほかにあるんですか、今後、こういうような緩和をするからとかね、だから終了で良いですと。

つまり、今の段階で、私は依然として本当に競争性が確保されていたかというのが若干心配な点があるものですから、こういう発言をするんですけれども、何となく大丈夫かなと。もう一回、小委で見ておいたほうが良いのではないのかなという気がするんですね。それで、例えば先ほどの面積要件を緩和していただくとか、広報を一生懸命、あるいはミ

スがないようにいろいろ周知をして、その上で同じような結果があったのであれば、これはこれ以上のご努力は難しいだろうということで終了というのが、ちょっと堅いのかもかもしれませんが、何となく筋ではないのかなという気が、依然として私はするんです。

○古笛主査 私も三角のままで終了で良いのかなというのは、すごく思っています。

○小松専門委員 私はこれ以上申しません。

○稲生副主査 いろいろ意見があると思います。

○古笛主査 はい。

○稲生副主査 ほかの先生は。

○古笛主査 石田先生、いかがですか。

○石田専門委員 私はちょっと、どういうときに終了なのか悩んでいるので、保留です。

○小松専門委員 仮免で合格にするか、ちゃんと免許を取らないとだめと言うかの違いだと思いますけれどもね。

○古笛主査 そうですね、新プロになっているので、そこがどうなのかなというところではあるんです。

○石村専門委員 でも、疑問があるということは、もう一度お願いしたほうが良いということにします。

○古笛主査 そうですね。それでは、終了という事務局の意見とはちょっと違うんですけども、もう一度小委のほうで見させていただくということでお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

○稲生副主査 じゃ、その場合、新プロの新プロで続くわけですか。それは大丈夫？

○事務局 継続なら、新プロなのでまた。

○稲生副主査 新プロですね。

○古笛主査 という形。

○事務局 事務局でさせていただくということなので。

○稲生副主査 だから、手続的には簡略化できるわけですか。

○事務局 はい。次期、もし卒業の意思がありましたら、またこういう形で卒業のあれを続けていただくということになります。

○古笛主査 新プロの新プロという形。

○事務局 そうですね、新プロのままで。

○古笛主査 そのまま続くということですね。

○事務局 ということになりますね。よほど問題があったら、また普通の一般のに戻りますけれども、今のところ、今回の話で特段、極端な問題があったわけではございませんので。

○古笛主査 新プロということでは変わりがないということですね。

○事務局 はい。終了の意思があれば、またこういう感じで議論していただくということになります。

○古笛主査 改めて。じゃ、競争性のほうを実質的に確保していただければ、そのときに終了という形で手続をとっていただけたらと思います。

事務局から何か確認すべき事項、ございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

(国土交通省入室)

○古笛主査 続きましては、地図と測量の科学館の管理・運營業務の事業評価（案）についての審議を行います。では、実施状況につきまして、国土地理院総務部広報広聴室、門脇室長よりご説明をお願いいたします。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○門脇室長 国土地理院の広報広聴室の室長をしています門脇です。よろしく申し上げます。それでは、私のほうから提出させていただいています国土地理院「地図と測量の科学館」の管理・運營業務の実施状況の資料に基づきまして、説明させていただきたいと思います。

まず初めに、1、本業務の概要であります。委託の業務の内容ですが、これは国土地理院の地図と測量の科学館という施設がありますが、そこにおける見学者の説明業務、受付業務、展示物等の施設の監視・秩序維持という、3つの業務を委託業務として実施しているものであります。委託の期間であります、平成28年4月1日から平成30年3月31日の2カ年で今回は実施させていただいております。受託の事業者ですが、新生ビルテクノ株式会社であります。

2、民間競争入札実施要項に示されました本業務の質に対しての達成状況について、昨

年度末、3月末時点の状況を報告させていただきます。質の達成につきましては、2点について確認をとっています。1点目は、来館者の安全・秩序維持の確保についてであります。これらにつきましては、明らかな業務の不備、過失起因による展示物の損傷・遺失及び来館者のけが等につきましては、発生は0回であります。

次に、もう一点目の来館者の満足度につきましては、これにつきましては、アンケート調査というのと、クレーム対応ということで質の達成状況を確認しております。まず初めに、1ページ目のアンケート調査によるものです。これにつきましては、まずスタッフの対応です。スタッフの対応につきましては、要件としましては満足及びやや満足の合計が60%以上あるということであります。あと、不満及びやや不満につきましては、合計5%以下というのが要件であります。今回の対応につきましては、満足及びやや満足の合計は60%以上、不満及びやや不満の合計については5%以下と、満足している状況を満たしているということであります。

次に、アンケートの回収状況についてであります。これにつきましては、年間500枚以上ということに対して、500枚以上の回収率になっております。詳細につきましては、2ページにまたがっていますが、次の表に示されてあります。まず、先ほどのAのスタッフの満足及びやや満足の平成28年度から29年度と書かれている分の28年度分につきましては、満足及びやや満足は88.6%で、不満及びやや不満につきましては0.4%になっています。

ここにちょっと書いていないんですが、実はそれ以外の内容につきましては普通という項目を設けていまして、それ以外の約11%につきましては普通という回答を得ています。

アンケートの回収率につきましては2,090件の回収率を得ております。

次に、クレームの対応状況についてです。クレームの対応状況につきましては、業務の範囲内で対応について、来館者からのクレームについて年間約5件以上を上回らないことということにしていますが、クレームの件数は0件であります。今回もその下の表に書かせていただきましたが、クレームの対応は0件でありました。

次に、3、各業務の実施状況についてです。先ほどお話ししましたように3つの業務を実施していまして、見学者の説明状況についてです。これにつきましては、見学者の説明業務、オリエンテーションルームと、この会議室がありまして、そこで簡単な説明をしてから説明をするというような、いろいろな工夫をしてはいるんですが、オリエンテーションルームによる映像等の上映をして説明をする。もしくは、館内の案内・説明、館内放送

による総合案内を適切に実施していました。

次に、受付業務についてです。こちらの業務につきましては、アンケートの依頼、パンフレットの配布等を実施していただいています。また、団体見学というののもかなりあるんですが、団体見学の受付対応も適切に実施していただいております。

次、3つ目、館内の監視・秩序の維持についてです。これにつきましては、展示物の動作の確認・点検、館内の巡回、消耗品の交換、地図閲覧コーナーの地形図の差し換えというののもきちんとやっているといます。また、遺失物の一時保管についても、適切に引き継ぎをして管理をしているということでもあります。

次、4、競争入札応札者の数です。これにつきましては、平成24年の市場化テストの前の期は2者でありまして、前回の1期目につきましても2者、今回の平成28年から29年の2期目については1者ということになっております。

次に、5の実施経費の状況及び評価についてであります。平成28年、29年度につきましては、単年度で700万円ということでありまして、市場化テスト実施前の平成24年度に比べて25万円、約0.3%経費が削減されているという結果になっております。

次に、受託業者の創意工夫についてであります。来館者の安全・秩序の確保、見学者からの質問に対する説明、団体見学者への館内の案内等を適切にするために、受託業者ではPDCAサイクルの徹底等を行いまして、品質の向上、業務の効率化を実施していただいております。見学者が多い日には、実質3名体制で実施していただいて、適切に受付、説明を実施していただいているところでもあります。また、科学館の案内板等の提案とか、そういういろいろなものの設置の提案をしていただいて、見学者に安全に見学をしていただくということの工夫もしていただいております。

また、窓口業務ですので、日々の身だしなみの配慮、丁寧な言葉遣い、来館者に対する当館のイメージアップということについて、常に連絡ノートを使いながらきちんと連絡をし、良好に実施をされていまして。

7、評価のまとめについてであります。本委託業務は市場化テストが2期目でありまして、全体を通じて以下のとおりになっております。まず、①として、実施期間中に民間業者の業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反等を行った実績はありません。②国土地理院においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等々におきまして、第三者機関の活用に係る定めを踏まえて外部有識者、学識経験者も含まれているんですが、で構成された国土地理院入札監視委員会というのを設置してまして、その枠組

みの中で実施状況のチェックを受けております。

今回の本業務につきましても、5月に評価委員会、国土地理院入札監視委員会を評価委員会ということにしまして、委員の方々に業務の実施状況について報告をさせていただきました。委員の方々からは問題なしという意見をいただいております。

③1期目につきましては、入札説明書受け取り者が2者ありまして、応札者が2者ありました。今回、2期目につきましては、入札説明書の受け取りが2者あったにもかかわらず、応札者は1者にとどまっております。この要因につきまして、終了後に実際にその事業者を確認をとっています。その内容としては、仕様書等々の内容については要件を全て満たしていたんですが、ほかの業務との兼ね合いにより事業者内の人員の配置、調整等がつかなく、結果として入札に参加することを断念したという調査の結果でありました。

④公共サービスの確保されるべき質についてですが、全ての項目について達成しております。

⑤従来経費からの節減につきましては、先ほどお話ししましたように、近々で先ほどありましたように2年間で50万円の節減ができて、市場化テストを行いました5年間で約227万円のコストの削減をして、一定の効果があったものと考えております。

8、今後の事業についてです。本事業につきましては、受託事業者による本業務の実施状況や創意工夫を通じての来館者の安全・秩序維持の確保、及び満足度において確保されるべき質の目標等が達成されて、大幅な経費削減と良好な結果を得られているということだと思います。

また、今期の入札は、入札を希望する事業者が複数あったにもかかわらず、結果として1者にとどまりました。応札可能性のある事業者に今後声がけ等を行うことにして、競争性の確保には努めていこうと思っております。本事業につきましては今回で市場化テストを終了し、国土地理院の責任において行いたいと思っております。

なお、市場化テスト終了後においても、官民競争入札監理委員会におきまして指導していただきましたチェックの公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報公開に関する事項を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、国土地理院みずから公共サービスの質の向上、コスト削減等を図る努力をしてまいりたいと思っております。

最後に、9の包括化の検討状況であります。これは、先ほどの業務と同等なんですが、平成26年6月17日に開催された第324回入札監理小委員会において、国土地理院の施設管理・運営業務と包括的に検討するということでしたが、今般、両業務を包括する検

討を行った結果、国土地理院の地図と測量の科学館管理業務と、国土地理院施設管理業務につきましては、求める技術者の専門性等の類似性がなくて、かつ、本業務につきましては年間契約が約800万円未満と小額でありますので、包括して国土地理院として経費の大きな削減が見込まれないと。また、包括することにより、業務内容を拡大し、新たなジョイントベンチャーを組まなければならない、応札に参加できなくなるという結果も踏まえまして、応札するための事業者の負担が大きくなるということを総合的に勘案した結果、平成30年度からは包括は行わないで実施したいと思っているところであります。

以上が説明であります。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から地図と測量の科学館の管理・運営業務に係る総務省評価（案）について説明させていただきます。お手元にあります資料Dをごらんください。

まず、1の事業の概要等につきましては、先ほど国土地理院よりご説明がありましたので、説明は一部省略させていただきますが、直近の入札状況としては、1者応札となっております。1者応札となった原因としましては、国土地理院よりご説明がありましてとおり、説明会参加の2者のうち資格要件は具備していたが、事業所内での人員配置等の調整がつかなかったことにより入札を断念した事業者があったため、1者となったということでございます。

次に、本事業を選定された経緯としましては、国土地理院より平成23年度に公益法人が落札している事業として自主的選定の候補とされ、平成24年7月、公共サービス基本方針において選定されております。

続きまして、Ⅱの評価についてですが、概要として総務省評価（案）としては、終了プロセスが適当であると考えております。その理由につきましては、2ページ目以降をごらんください。

まず、(2)の確保されるべき質の確保状況としましては、1、来館者の安全・秩序維持の確保、2、来館者の満足度、3、クレーム対応のいずれにおいても、確保されるべき水準の数値を満たしており、4、見学者への説明義務、受付業務、館内の監視・秩序維持においても適切に遂行されていることから、全てのサービスの質を満たしていると判断しております。

3ページに移りまして、民間事業者からの改善提案についても、先ほど国土地理院から

ご説明がありましたとおり、見学者が多い日には3名体制での業務実施など、品質の向上に努めたものと評価できます。

続きまして、(3) 実施経費につきましては、従来経費と比較し、削減されております。

次に、(4) の選定の際の課題に対応する改善としまして、選定の経緯にもありまして、公益法人が落札した事業として自主的選定されておりますが、市場化テスト1期目において複数の応札があり、結果として別の受託事業者となったことから、改善が認められたと判断しております。

続きまして、(5) 評価のまとめです。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、平成28年度において全て達成されており、実施経費も削減されていることから、質の維持向上、経費削減の双方が達成されていると評価いたしました。

評価のまとめを踏まえまして、4ページの(6) 今後の方針についてですが、国土地理院から説明がありましたとおり、前回の事業評価の際に国土地理院施設管理業務との包括化について検討することとしておりましたが、本事業の説明、受付などの業務と施設管理を主とする業務との類似性がないこと、大きな経費削減が見込めないこと、包括化によって応札するための負荷が大きくなることを理由に、包括化しないこととされております。

本事業の市場化テストは今期が2期目であり、事業全体を通じての実施状況については法令違反行為もなく、国土地理院が設置している入札監視委員会において事業実施状況のチェックも受けております。応札状況については、2期目としては、1者応札でありましたが、別紙契約状況等の推移をごらんいただきますと、市場化テスト実施前、実施後において2者応札であり、国土地理院においては過去の説明会に参加した事業者など、今後応札の可能性のある事業者への声かけを行うこととしております。

また、前回の事業評価において、市場化テスト終了の基準を満たした上で新プロセスに移行した経緯を踏まえ、総合的に判断すると競争性が確保されていると評価できます。

以上のことから、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ. 1. (1) の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

総務省の説明としましては以上になります。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました実施状況及びその評価について、ご質問、ご

意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 ちょっとよろしいですか。参考までに、ここのスタッフの方って、実際業務をやっておられる方、日常的に何名いらっしゃるんですか。

○門脇室長 スタッフというのは受付の？

○小松専門委員 受付を実際にやっている人というのは。

○門脇室長 2名です。

○小松専門委員 2名でずっとやっておられるということですか。

○門脇室長 はい。

○小松専門委員 なぜ聞いたかという、この700万ぐらいの費用で2人動かすという、年間1人350万という費用ですね。いろいろな経費を除くと、実際その人たちに払われている給料ってものすごく安いんじゃないかという危惧がありまして、働き方の問題としてこういうのを許していいのかというのが、一方では、私はちょっと感じる場所があって質問しているんです。

○古笛主査 ちょっとご確認させていただきたいんですけども、これ市場化テスト2期目なんですけれども、1期目は3年契約で、2期目が2年になったと、これは何か理由があったんでしたっけ。

○門脇室長 前回の市場化テストの最終年のときに、小委員会にもありますように、前の説明のあった国土地理院の施設管理業務と一緒に、30年度から一括、包括化してやるということだったので、今回、私たちの業務は2年に短縮させていただいたという経緯になっています。

○古笛主査 今後はまた3年に戻されるという予定でしょうか。

○門脇室長 可能な限り3年に戻したいと思っております。

○古笛主査 経費の問題なんですけれども、確かに従来経費よりは安くなっているんですが、1期目よりも2期目のほうが上がったというのは、やっぱり契約年数が短くなったからということも影響しているということなんではないでしょうか。

○門脇室長 それも1つの要因じゃないかなとは、ちょっと思っているところです。

○稲生副主査 人件費は上がっていますから、仕方ない感じがしますね。

○古笛主査 しょうがないですね。

○小松専門委員 もしかしたら応札者がなくなるかもしれません、今のようなことで考えると。

○古笛主査 1年、660万で2名だから。

○小松専門委員 ちょっと無理じゃないかという気はしますけれどもね。

○古笛主査 そろそろ厳しいんでしょうかね。

○小松専門委員 やれるというのならいいんですけども、下手すると持ち出しでやっている可能性もあり得るかなと推測しているんですけども。

○古笛主査 ここ、説明会に要らして入札に参加されなかったのは、N法人ですか。

○門脇室長 そのように考えております。

○古笛主査 もうからないからということなんですかね。

○小松専門委員 もうからないでしょうね。僕なら、やめとけと言いますけれどもね。

○古笛主査 よろしいでしょうか。それでは、こちらのほうは終了ということでよろしいかと思います。

事務局から何か確認すべき点、ございますでしょうか。

○事務局 特段ございません。

○古笛主査 はい。それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(国土交通省退室)

— 了 —